

2017年（平成29年21年）9月7日

内閣総理大臣	安 倍 晋 三	殿
衆議院議長	大 島 理 森	殿
参議院議長	伊 達 忠 一	殿
内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）	江 崎 鐵 磨	殿
消費者庁長官	岡 村 和 美	殿
内閣府消費者委員会委員長	高 巖	殿
内閣府消費者委員会消費者契約法専門調査会座長	山 本 敬 三	殿

適格消費者団体 特定非営利活動法人
消費者支援機構福岡
理事長 朝見 行弘

消費者契約法の改正にかかる意見

当機構は、消費者の権利確立を目指し、消費者被害の調査、情報提供、救済活動等を行うことを目的として、福岡県内の弁護士、司法書士、消費生活相談員など消費者問題に取り組んでいる団体及び個人によって2009年（平成21年）9月に設立され、2012年（平成24年）11月に内閣総理大臣より適格消費者団体としての認定を受け、消費者に対する不当勧誘行為や不当契約条項の使用などにつき、事業者に対する申入れ及び差止請求訴訟の提起などの活動を行っている。

内閣府消費者委員会（以下、「消費者委員会」という。）は、2014年（平成26年）8月5日、内閣総理大臣から消費者契約法（以下、「本法」という。）施行後の消費者契約に係る苦情相談の処理例及び裁判例等の情報の蓄積を踏まえ、情報通信技術の発達や高齢化の進展を始めとした社会経済状況の変化への対応等の観点から、契約締結過程及び契約条項の内容に係る規律等の在り方の検討を行うことについての諮問を受け、同委員会の下に消費者契約法専門調査会（以下、「専門調査会」という。）を設置し、審議を重ねてきた。そして、2017年（平成29年）8月8日、消費者委員会は、専門調査会が同月4日にとりまとめた報告書（以下、「本報告書」という。）を受けて、さらなる意見を付加したうえで、内閣総理大臣に対する答申を行うに至り、消費者契約法の改正に向けた動きが具体化している。

情報通信技術の発達や高齢化の進展に伴う高齢者及び若年者の消費者被害防止及び救済は喫緊の課題であり、成年年齢の引下げに関する民法改正の動きが加速するなか、知識・経験の不足した若年成人をめぐる消費者被害の増加が懸念され

るほか、実務上においても、認知症等により判断能力の不十分な高齢者へ対策が、もはや一刻の猶予もない状況にあることに鑑み、当機構として、今回における本法の見直しにかかる本報告書について、下記のとおり意見を述べるものとする。

記

第1 はじめに

本報告書に示された本法の見直しにかかる提言は、消費者被害の防止及び救済の拡大という観点から、いずれも一定の評価をすることができるものである。

しかし、その提言が妥当なものであり、一定の評価をすることができるものであるとしても、それをもって消費者被害の防止及び救済の拡大に十分なものであるということとはできない。特に、消費者委員会の答申においても敢えて付言されているとおり、「特に早急に検討し明らかにすべき喫緊の課題」が残されているのであり、また提言された内容についても、さらに適切な対応がなされるべきものと考えられる点が少なくない。

そこで、当機構としては、消費者被害の防止及び救済の最前線にあって、数多くの消費者からの苦情に接し、相談に応じてきた立場から、求められる法規定の在り方を踏まえ、各論点についての意見を述べるものである。

第2 意見とその理由

1. 「条項使用者不利の原則」について（法3条第1項関係）

【意見】

契約条項の解釈について疑義が生ずることのないよう配慮すべき事業者の努力義務を規定するものとする本報告書の提言に賛成であるが、より端的に、契約条項の内容が不明確であり、その解釈に疑義が生じた場合につき、消費者にとって有利な解釈をとるべきものとする解釈準則（「条項使用者不利の原則」又は「消費者有利解釈の原則」）を明確に規定すべきである。

【理由】

- (1) 契約条項の内容が不明確であり、その解釈に疑義が生じた場合につき、諸外国においては、消費者にとって有利に解釈すべきものとする解釈準則（「条項使用者不利の原則」又は「消費者有利解釈の原則」）が確立している。
- (2) 消費者契約における事業者と消費者の情報や交渉力の格差などに鑑みるならば、わが国においても同様の解釈準則を規定することが、公平の理念からみて妥当である。

〔参考〕

本報告書

契約条項の明確化の努力義務を定めた法第3条第1項を改正し、事業者は、消費者契約の条項を定めるに当たっては、消費者の権利義務その他の消費者契約の内容が消費者にとって明確かつ平易なものになり、また、条項の解釈について疑義が生ずることのないよう配慮するよう努めなければならない旨を明らかとすることとする。

2. 「消費者に対する配慮に努める義務」について（法3条第1項関係）

【意見】

当該消費者契約の目的となるものの性質に応じ、当該消費者契約の目的となるものについての知識及び経験についても考慮した上で、消費者の権利義務その他の消費者契約の内容についての必要な情報を提供しよう努めなければならない旨の事業者の努力義務を規定するものとする本報告書の提言に賛成であるが、より端的に、事業者の法的義務として適合性原則を明文化し、当該契約の目的となる商品及び役務などについて、当該消費者の知識、経験、年齢などに基づくその判断力に応じて必要かつ合理的な配慮を行わなければならない旨を規定するとともに、適合性原則に違反する勧誘行為につき、不当勧誘行為として、契約を取り消すことができる旨を規定すべきである。

【理由】

- (1) 消費者と事業者の情報に格差が存在する現状においては、事業者に積極的な情報提供を義務付けるのみならず、当該契約の目的となる商品や役務に関する当該消費者の知識や経験に応じた適切な情報の提供を義務づけることによって、質及び量における情報の格差を実質的に是正することが必要である。
- (2) いわゆる適合性原則は、事業者による勧誘について、知識・経験・投資目的・財産状況に照らして当該取引をするためにふさわしい能力を有していない者に対し、不適当な勧誘をしてはならないとするものであるが、消費者基本法においても、事業者の責務として、「消費者との取引に際して、消費者の知識、経験及び財産の状況等に配慮すること」（同法第5条第1項第3項）が規定されている。
- (3) そこで、本法においても、事業者の法的義務として適合性原則を明文化し、当該契約の目的となる商品及び役務などについて、当該消費者の知識、経験、年齢などに基づくその判断力に応じて必要かつ合理的な配慮を行わなければならない旨を規定したうえ、その違反行為につき、不当勧誘行為として契約を取り消すことができる旨を規定すべきである。

〔参考〕

本報告書

事業者の情報提供の努力義務を定めた法第3条第1項を改正し、当該消費者契約の目的となるものの性質に応じ、当該消費者契約の目的となるものについての知識及び経験についても考慮した上で、消費者の権利義務その他の消費者契約の内容についての必要な情報を提供しよう努めなければならない旨を明らかとすることとする。

3. 不利益事実の不告知における主観要件について（法第4条第2項関係）

【意見】

不利益事実の不告知による取消しの要件として、「故意」のみならず、「重大な過失」をもって足りるとする本報告書の提言に賛成であるが、より端的に、「故意」及び「過失」という不告知者の主観的要件については、これを削除すべきである。

【理 由】

- (1) 不利益事実の不告知による取消しにつき、不告知者の主観的要件を要求することは、その立証責任が消費者にあることから、消費者に困難を強いるものであるが、「故意」に加え、「重大な過失」をもって足りるとすることは、消費者被害の防止及び救済の範囲を広げるものとして妥当なものである。しかし、その主張立証の困難性は、依然として解消されていない。
- (2) 現行法上、不実告知による取消しについて、不実告知者の故意又は過失は要件とされておらず（法4条第1項第1号）、「不作為による不実告知」とも言うべき不利益事実の不告知について、不告知者の故意又は過失を要件とする合理性は認められない。
- (3) したがって、不利益事実の不告知による取消しについても、主観的要件である不告知者の「故意」及び「過失（重過失及び軽過失を含む）」については、これを削除すべきである。

〔参 考〕

本報告書

不利益事実の不告知（法第4条第2項）の主観的要件に「重大な過失」を追加することとする。

4. 消費者の不安を煽る告知にかかる困惑類型の追加について（法第4条第3項関係）

【意 見】

合理的な判断をすることができない事情の利用にかかる困惑類型（法第4条第3項）として、消費者の不安を煽る告知にもとづく勧誘行為を追加するものとする本報告書の提言に賛成である。

【理 由】

事業者において、消費者が損害又は危険に関する不安を抱いていることを知りながら、当該契約の目的となる商品又は役務などが当該損害又は危険を回避するために必要である旨を強調して告げることにより、当該消費者の合理的な判断ができない事情を作出又は増幅させ、その状況を不当に利用して契約を締結させる作出型勧誘行為としては、いわゆる靈感商法のほか、就職セミナーへの勧誘などが問題となっており、これらの消費者被害について、その防止及び救済の範囲を広げることが期待できる。

〔参 考〕

本報告書

事業者の一定の行為によって消費者が困惑して意思表示をしたときの取消権を規定した法第4条第3項において、下記①及び②のような趣旨の規定を追加して列挙することとする。

- ① 当該消費者がその生命、身体、財産その他の重要な利益についての損害又は危険に関する不安を抱いていることを知りながら、物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものが当該損害又は危険を回避するために必要である旨を正当な理由がないのに強調して告げること

② 〔略〕

5. 勧誘目的で新たに構築した関係の濫用にかかる困惑類型の追加について（法第4条第3項関係）

【意見】

合理的な判断をすることができない事情の利用にかかる困惑類型（法第4条第3項）として、勧誘目的で新たに構築した関係の濫用にかかる勧誘行為を追加するものとする本報告書の提言に賛成であるが、「当該消費者契約を締結しなければ当該関係を維持することができない旨を告げることを要件とする点については、この告知要件を削除するか、あるいは、「黙示の告知」が含まれる旨を明確に規定すべきである。

【理由】

- (1) 事業者が消費者を勧誘に応じさせることを目的として、当該消費者と当該事業者又は当該勧誘を行わせる者との間の緊密な関係を新たに築いた場合において、そのような関係によってこれらの事業者等が当該消費者の意思決定に重要な影響を与えることができる状態となったときに、当該消費者契約を締結しなければ当該関係を維持することができない旨を告げることによってこれを濫用することにより契約を締結させる作出型勧誘行為としては、いわゆる恋人商法あるいはデート商法などが問題となっており、これらの消費者被害について、その防止及び救済の範囲を広げることが期待できる。
- (2) しかし、これらの事例においては、関係を断つ旨あるいは関係を維持することができない旨が暗黙のうちに示されていることが多く、告知要件を課すのであれば、その適用範囲がきわめて限定されることになる。
- (3) したがって、勧誘目的で構築した人間関係を濫用した勧誘行為にかかる取消しについては、「当該消費者契約を締結しなければ当該関係を維持することができない旨を告げることを」という告知要件を定めるべきではなく、仮に告知要件を課すとするならば、「告知」に「黙示の告知」が含まれる旨を明確に規定すべきである。

〔参考〕

本報告書

事業者の一定の行為によって消費者が困惑して意思表示をしたときの取消権を規定した法第4条第3項において、下記①及び②のような趣旨の規定を追加して列挙することとする。

① 〔略〕

② 当該消費者を勧誘に応じさせることを目的として、当該消費者と当該事業者又は当該勧誘を行わせる者との間に緊密な関係を新たに築き、それによってこれらの者が当該消費者の意思決定に重要な影響を与えることができる状態となったときにおいて、当該消費者契約を締結しなければ当該関係を維持することができない旨を告げることを

6. つけこみ型勧誘行為にかかる困惑類型の追加について（法第4条第3項関係）

【意見】

合理的な判断をすることができない事情の利用にかかる困惑類型（法第4条第3項）として、年齢又は障害などによる消費者の判断力の不足に乗じた勧誘行為を規定すべきである。

【理由】

- (1) 法第4条第3項は、事業者が消費者の合理的な判断ができない事情を作出又は増幅させ、その状況を不当に利用した勧誘行為（いわゆる「作出型勧誘行為」）について困惑類型として定めるものであり、本報告書についても、事業者が消費者の合理的な判断ができない事情を利用したにすぎない勧誘行為（いわゆる「つけこみ型勧誘行為」）につき、困惑類型への追加を提言していない点において、きわめて不十分である。
- (2) 近時においては、認知症など高齢者の判断力不足に乗じた勧誘行為による消費者被害が著しく増加しているほか、政府は、2017年（平成29年）8月4日、民法における成年年齢を18歳に引き下げる民法改正法案を秋の臨時国会に提出する方針を明らかにしており、成年年齢の引下げによって、知識や経験不足などにより合理的な判断をすることができない若年成人をめぐる消費者被害の増加が懸念されている。
- (3) 成年年齢の引下げについては、2009（平成21年）10月28日の法制審議会答申においても、「引下げの法整備を行うには、若年者の自立を促すような施策や消費者被害の拡大のおそれ等の問題点の解決に資する施策が実現されることが必要である。」との意見が付されており、また2017年（平成29年）1月10日の消費者委員会成年年齢引下げ対応検討ワーキング・グループ報告書においても、「事業者が若年成人の知識、経験不足等の合理的な判断をすることができない事情に乗じることにより締結させた、当該若年成人にとって合理性・必要性を欠く消費者契約を取り消すことができる制度の検討」の提言がなされている。
さらに、本答申においても、「高齢者・若年成人・障害者等の知識・経験・判断力の不足を不当に利用し過大な不利益をもたらす契約の勧誘が行われた場合における消費者の取消権」につき、「特に早急に検討し明らかにすべき喫緊の課題」であるとして、本報告書に対する付言がなされており、その意味はきわめて重いものと言わなければならない。
- (4) 高齢者及び若年者に対する消費者被害の防止及び救済は、まさに喫緊の課題であり、今回の消費者契約法改正において、最も重要かつ最も期待されている課題にほかならない。
- (5) なお、仮に、今回の法改正において、高齢者、若年成人、障害者などの知識、経験、判断力の不足へのつけ込み型勧誘類型に対する立法化がなされなかったとしても、それは、これらに対する立法措置が不要であることにもとづくものではなく、本法の改正をもって、成年年齢の引き下げに向けた法的環境が整備されたものと理解されてはならない。

〔参 考〕

本報告書

判断力の不足等を不当に利用し，不必要な契約や過大な不利益をもたらす契約の勧誘が行われる場合等の救済については，重要な課題として，民法の成年年齢の引下げの存否等も踏まえつつ，今後も検討を進めていくことが適当である。

7. 意思表示前の履行行為等にかかる困惑類型の追加について（法第4条第3項関係）

【意 見】

心理的負担を抱かせる言動等にかかる困惑類型(法第4条第3項)として，消費者が意思表示をする前に，事業者が履行に相当する行為を実施し，契約を強引に求めることを追加するものとする本報告書の提言に賛成であるが，取消しの対象となる事業者の行為について，当該契約と密接な関連を有する付随行為を含む旨を規定すべきである。

【理 由】

- (1) 消費者被害の防止及び救済の範囲を広げるものとして妥当である。
- (2) ただし，当該契約の前提として密接な関連を有する付随行為がなされた場合においても，消費者の心理的負担に乗じて契約を迫る点に変わることはなく，これらの場合についても取消しの対象となる旨を明確に規定すべきである。
- (3) また，ここにおいて契約の取消しが認められるのは，事業者が契約の締結を「強引」に求めたことではなく，事業者が契約履行に相当する行為を行ったことに根拠があることに留意して，その運用を図るべきである。

〔参 考〕

本報告書

事業者の一定の行為によって消費者が困惑して意思表示をしたときの取消権を規定した法第4条第3項において，下記①及び②のような趣旨の規定を追加して列挙することとする。

- ① 当該消費者が消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をする前に当該消費者契約における義務の全部又は一部の履行に相当する行為を実施し，当該行為を実施したことを理由として当該消費者契約の締結を強引に求めること
- ② 〔略〕

8. 契約拒絶による損失の強調にかかる困惑類型の追加について（法第4条第3項関連）

【意 見】

心理的負担を抱かせる言動等にかかる困惑類型(法第4条第3項)として，事業者が消費者に契約の締結を目的とする行為を実施し，当該消費者が契約締結の意思表示をしないことによって損失が生じることを正当な理由がないのに強調して告げることを追加するものとする本報告書の提言に賛成である。

【理 由】

- (1) 消費者被害の防止及び救済の範囲を広げるものとして妥当である。

- (2) ただし、ここにおいて契約の取消しが認められるのは、事業者が契約の締結を「強引」に求めたことではなく、当該事業者に損失が生じることを正当な理由なく強調して告げることに根拠があることに留意して、その運用を図るべきである。

〔参 考〕

本報告書

事業者の一定の行為によって消費者が困惑して意思表示をしたときの取消権を規定した法第4条第3項において、下記①及び②のような趣旨の規定を追加して列挙することとする。

① 〔略〕

② 当該事業者が当該消費者と契約を締結することを目的とした行為を実施した場合において、当該行為が当該消費者のためにされたものであるために、当該消費者が当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしないことによって当該事業者に損失が生じることを正当な理由がないのに強調して告げ、当該消費者契約の締結を強引に求めること

9. 後見開始等の審判を受けたことを理由とする解除権付与にかかる不当条項類型の追加について

【意 見】

消費者が後見開始、補佐開始または補助開始の審判を受けたことのみを理由として事業者に解除権を付与する条項につき、不当条項類型として、これを無効とすべきものとする本報告書の提言に賛成であるが、「後見開始、補佐開始または補助開始の審判を受けたことのみ」ではなく、「後見開始、補佐開始または補助開始の審判を受けたこと」をもって、その要件として規定すべきである。

【理 由】

- (1) 後見開始等の審判を受けたことをもって解除事由とすることには、合理性は認められない。
- (2) しかし、後見開始等の審判を受けたこと「のみ」をもって要件とするならば、後見開始等の審判を受けたことをもって、解除事由の一つとして考慮することは許されることになる。
- (3) したがって、「後見開始、補佐開始または補助開始の審判を受けたことのみ」ではなく、「後見開始、補佐開始または補助開始の審判を受けたこと」を解除事由とすることをもって不当条項類型の要件として規定すべきである。

〔参 考〕

本報告書

消費者契約が、物品、権利、役務その他の消費者契約の目的となるものの対価を消費者が支払うことを内容とする場合において、当該消費者が後見開始、保佐開始又は補助開始の審判を受けたことのみを理由として事業者に解除権を付与する条項を無効とする旨の規定を設けることとする。

10. 事業者への決定権限付与にかかる不当条項類型の追加について

【意見】

事業者の損害賠償の責任を免除する条項の無効（法第8条）及び消費者の解除権を放棄させる条項の無効（法第8条の2）の潜脱を可能とするような事業者の決定権限付与条項につき、不当条項類型として、これを無効とすべきものとする本報告書の提言に賛成であるが、より端的に、事業者が契約の内容を事後的かつ一方的に決めることを許容する条項（「事業者への解釈権限付与条項・決定権限付与条項」）そのものにつき、不当条項類型として無効である旨を規定すべきである。

【理由】

- (1) 本報告書に列挙された条項は、実質的には、「事業者への解釈権限付与条項・決定条項」とされるものであり、これらを不当条項類型として無効とする本報告書の提言は、消費者被害の防止及び救済の範囲を広げるものとして妥当である。
- (2) しかし、このように「事業者への解釈権限付与条項・決定条項」とされる条項を個別に列挙して規定するのではなく、「事業者への解釈権限付与条項・決定条項」そのものを不当条項類型として規定し、事業者が契約の内容を事後的かつ一方的に決めることを許容する条項につき、一般的に、これを無効である旨の規定を設けるべきである。

〔参考〕

本報告書

次に掲げる消費者契約の条項は無効とする旨の規定を設けることとする。

ア 事業者の債務不履行により消費者に生じた損害を賠償する責任の要件に該当するか否かを決定する権限を事業者に付与する条項

イ 消費者契約における事業者の債務の履行に際してされる当該事業者の不法行為により消費者に生じた損害を賠償する責任の要件に該当するか否かを決定する権限を事業者に付与する条項

ウ 事業者が債務不履行がある場合に消費者の契約を解除する権利の要件に該当するか否かを決定する権限を事業者に付与する条項

11. 「サルベージ条項」の不当条項類型への追加について

【意見】

ある条項が強行法規に反し無効となる場合に、その条項の効力を強行法規によって無効とされない範囲に限定する旨の条項（いわゆる「サルベージ条項」）につき、不当条項類型として無効である旨を規定すべきである。

【理由】

サルベージ条項は、その存在によって消費者が不当条項の無効主張を諦める可能性をもたらす、結果として不当条項を甘受しかねないものとして、信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものと言いうことができることから、不当条項類型として無効である旨の規定を設けるべきである。

〔参 考〕

本報告書

サルベージ条項を現時点で不当条項として規律するのではなく、サルベージ条項の使用状況や裁判例の状況等を踏まえた上で、今後の課題として、必要に応じ検討を行うべきである。

1 2. 賠償責任の一部を免除する条項の不当条項類型への追加について

【意 見】

事業者の軽過失による消費者の生命又は身体の侵害に対する損害賠償にかかる賠償責任の一部を免除する条項につき、不当条項類型として無効である旨を規定すべきである。

【理 由】

人の生命及び身体は要保護性の高い重要な法益であり、本来、合意による処分に適するものではなく、経済活動という法益との比較衡量に馴染むものではない。

〔参 考〕

本報告書

軽過失による人身損害の一部免責条項に関する規律については、当面は法第10条の解釈・適用に委ねつつ、その状況等を踏まえた上で、今後の課題として、必要に応じ検討を行うべきである。

1 3. 「平均的な損害の額」の立証に関する規律の在り方について(法第9条第1号関係)

【意 見】

「平均的な損害の額」に関し、消費者が「事業の内容が類似する同種の事業者」に生ずべき平均的な損害の額を立証した場合につき、「当該事業者」に生ずべき平均的な損害の額と推定するものとする本報告書の提言に賛成であるが、より端的に、「平均的な損害」にかかる立証責任を事業者に転換する旨を法律上規定すべきである。

【理 由】

- (1) 消費者において「平均的な損害の額」及びこれを「超えること」を主張立証すべきものとする判例の立場（最判平成18年11月27日民集60巻9号3437頁）にもとづいても、この推定規定の導入は、消費者の立証困難性を緩和するものとして妥当である。
- (2) しかし、「事業の内容が類似する同種の事業者」にかかる類似性要件を厳格に要求するならば、この推定規定が働く余地は大きく制約されることになり、その趣旨が没却される懸念を否定することができない。
- (3) 当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を算定するのに必要な帳簿などの資料が当該事業者の元にあることを考えるならば、「平均的な損害」にかかる立証責任を法律上事業者に転換することが、立証責任の公平な分配という観点からみて合理的である。

〔参 考〕

本報告書

法第9条第1号の「平均的な損害の額」に関し、消費者が「事業の内容が類似する同種の事業者に生ずべき平均的な損害の額」を立証した場合には、その額が「当該事業者に生ずべき平均的な損害の額」と推定される旨の規定を設けることとする。

14. 「平均的な損害」における損害の範囲について（法第9条第1号関係）

【意 見】

契約解除後に履行期が到来する役務等の逸失利益につき、原則として、「平均的な損害」に含まれない旨を明確に規定すべきである。

【理 由】

契約解除後に履行期が到来する役務等が解除された場合において、事業者は、その未履行分の履行義務を免れることから、損益相殺により、事業者に逸失利益が生じることはない。

〔参 考〕

本報告書

〔前略〕実態把握や分析を更に積み重ねた上で、「解除に伴う」要件の在り方や「平均的な損害の額」の意義など法第9条第1号に関する他の論点と併せて、今後の課題として、必要に応じ検討を行うべきである。

15. 約款の事前開示について（法第3条関係）

【意 見】

事業者につき、契約締結前において、約款を消費者に開示すべきことを原則とする旨の事業者の法的義務（「約款の事前開示義務」）を規定すべきである。

【理 由】

- (1) 約款による消費者契約にあっても、その法的拘束力の根拠は、契約当事者間における意思の合致であり、約款に法的拘束力が認められるためには、当該約款が契約締結時まで消費者に開示されていることが必要である。
- (2) 消費者契約の性質上、契約締結前に約款を開示することが著しく困難な場合については、消費者に対して契約締結時に約款を用いる旨が表示され、かつ、契約締結時まで約款が消費者の知ることができる状態に置かれたことを要件として、その例外を認めるべきである。

〔参 考〕

本報告書

約款の事前開示については、消費者に対する契約条項の開示の実態を更に把握することなどを経た上で、今後の課題として、必要に応じ検討を行うべきである。

第3 おわりに

今回の法改正においては、2014年（平成26年）8月5日の消費者委員会に対する内閣総理大臣の諮問に示された「情報通信技術の発達や高齢化の進展を始めとした社会経済状況の変化への対応等の観点」とともに、2017年秋の臨時国会に民法改正法案の提出が予定されている成年年齢の引下げに伴う若年者保護の必要性といった視点を踏まえることが重要である。

その点において、「判断力の不足等を不当に利用し、不必要な契約や過大な不利益をもたらす契約の勧誘が行われる場合等の救済については、重要な課題として、民法の成年年齢の引下げの存否等も踏まえつつ、今後も検討を進めていくことが適当である。」として、最も重要な課題を先送りした本報告書は、他のいくつかの点において消費者被害の防止及び救済を図る方向性を示すものとして一定の評価をすることができるものであるにもかかわらず、きわめて残念な印象を禁じ得ない。

仮に、今回の法改正において、高齢者・若年成人・障害者等の知識・経験・判断力の不足へのつけ込み型勧誘類型についての立法化を実現することができなかつたとしても、本報告書は、これらの立法措置が不要であると結論づけたものではなく、政府において、さらなる法改正の検討を直ちに開始すべきである。さらに、本意見書において述べた意見については、それが今回の法改正において実現されなかった場合であっても、広くその趣旨の周知を図り、法の解釈及び運用にあたって考慮することによって、消費者被害の防止と救済の促進を図ることが求められる。

以 上